

事 務 連 絡

令和 8 年 1 月 21 日

都道府県
指定都市
各 中 核 市
市区町村
民生主幹部（局）御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室

介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能 1 号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置に係る Q & A の送付について

「介護福祉士国家試験のパート合格（合格パートの受験免除）による介護分野で「特定技能 1 号」の在留資格をもって本邦に在留する外国人の通算在留期間の延長に関する措置について」（令和 8 年 1 月 21 日付社援発 0121 第 10 号厚生労働省社会・援護局長通知）（以下「令和 8 年 1 月 21 日通知」という。）において、介護分野で本邦に在留する 1 号特定技能外国人の通算在留期間の延長に関する条件等について周知したところですが、以下のとおり Q & A を作成しましたので、管内の施設・事業所及び介護福祉士養成施設等に対する周知についてお取り計らいをお願いします。

No.	質問	回答
1	通算在留期間の延長に関する措置の適用については、いつの介護福祉士国家試験（以下「国家試験」という。）の結果で判断されるのか。	1 号特定技能外国人が 5 年の通算在留期間に達する前の最終年度の国家試験（以下「5 年目の国家試験」という。）の結果で判断される。
2	通算在留期間に達する前の最終年度の国家試験においては、前年度までの国家試験におい	令和 8 年 1 月 21 日通知に基づき、在留期間更新の申請を行う場合、5 年目の国家試験の結果において、1 パート以上合格し、かつ、総得点に対する合格基準点の 8 割以上の得点

	てすでにパート合格をしている場合であっても、全パート受験しなければいけないのか。	があることが求められるため、不合格パートのみの受験ではなく、全パート受験されたい。 ※ 4年目にパート合格、5年目に全パート受験した場合の取扱いは以下の通り。 (ア) 4年目にAパート合格、5年目に全パート受験し、Bパート・Cパートを合格した場合 ⇒ A～Cパートのいずれも合格していることから、国家試験に合格した扱いとなり、在留資格「介護」への変更が可能。 (イ) 4年目にAパート合格、5年目に全パート受験し、5年目の国家試験の結果がBパートのみ合格、かつ総得点に対する合格基準点の8割を満たす場合 ⇒ Cパートに合格していないため、国家試験に合格した扱いとはならないが、令和8年1月21日通知の基準を満たすことから、令和8年1月21日通知に基づく手続を行うことができる。 (ウ) 4年目にAパート合格、5年目に全パート受験し、5年目の国家試験の結果がBパートのみ合格、かつ総得点に対する合格基準点の8割を満たさない場合 ⇒ Cパートに合格していないため、国家試験に合格した扱いとはならず、また令和8年1月21日通知の基準も満たしていないため、通算在留期間の延長も不可。
--	---	--